

高知県医療ソーシャルワーカー協会月例会
生活保護関係説明資料
(生活保護法指定医療機関への一般指導)

平成 30 年 6 月 23 日 (土)
高知県地域福祉部福祉指導課

目 次

1 生活保護制度の概要について

2 平成 30 年度生活保護法等の改正内容について 【抜粋】

3 高知県の生活保護の動向

- 資料：保護率の推移（高知県・高知市・高知市以外・全国）
- 世帯類型別被保護世帯構成比の推移（高知県）
- 生活保護速報【平成 30 年 3 月分】（全国・高知県）
- ケースワーカー担当世帯数等（実施機関別）
- 保護の相談、申請、開始、廃止状況（平成 28 年度）

生活保護制度の概要について

生活保護制度における最低生活の保障

◇最低生活の保障

生活保護法第4条関係

- ①資産、能力等あらゆるものを活用しなければ保護を受けることができません。
また、扶養義務者から扶養されている場合などは、その分の保護費を支給しません。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産【比較的現金化が容易なもの】
- ・稼働能力の活用【本人の能力】※
- ・年金、手当等の社会保障給付【他法他施策(社会資源)】
- ・扶養義務者からの扶養 など、、、

※生活保護の申請に対する要件ではありません。
最低生活の保障を受けるための要件となります。



- 保護開始時に法第29条調査などで資産等が無いが調査
- 保護が開始され継続中の世帯には、資産等に変動があれば届出義務(法第61条)

◇最低生活の保障

生活保護法第3条、法第8条関係

②最低生活費から収入(①:資産等)を差し引いた差額を保護費として支給。

※最低生活費

※級地(地域)ごとに基準が定められております。(厚生労働省HP、手帳P.138～)

収入(①:資産等)

保護費

●最低生活費は保護を要している世帯の構成、年齢、地域等に応じて決定されます。

生活保護開始に関する手続きの流れ

相談

【相談者への対応者】

- ・ 査察指導員
- ・ ケースワーカー
- ・ 面接相談員

■ 相談に至った経緯の聴取

- ・ 現在の生活状況(ライフライン等の確認)
- ・ 定期的な収入の有無
- ・ 病状(健康状態)
- ・ 就労状況(稼働能力の有無)
- ・ 資産、負債の有無
- ・ 家族、親戚関係(構成、扶養有無)

※ 経緯の聴取の中で、利用可能な他
法他施策(求職者支援制度や生活福祉
資金等)、ハローワーク窓口などについ
て紹介や利用の助言を行う。

保護の申請 (原則書面)

審査《法第24条、28条、29条》
(処理期限は原則2週間)

- ◆ 訪問調査
 - ・ 居宅or入院など、生活状況の把握
(+α申請の意思の確認 など)
- ◆ 資産調査
 - ・ 不動産、自動車、預貯金、生命保険の有無
⇒ 売却に時間を要する場合には、生活保護を適用後、売却を確認し法第63条による返還。
- ◆ 収入状況の調査
 - ・ 就労収入などの場合は給与明細や振込口座の写しを確認
⇒ 虚偽の申告などにより不正受給した場合は、支給した保護費を法第78条により徴収する。
- ◆ 稼働能力の調査
 - ・ 健康上の問題がある場合は、かかりつけの主治医への検診命令。
- ◆ 他法関係の資格調査
 - ・ 年金(受給額)、児童扶養手当
- ◆ 扶養義務者への照会
 - ・ 配偶者や三親等内の扶養義務者に経済的、精神的支援等の可否を確認。
⇒ 明らかに扶養が可能と認められる場合は家庭裁判所への調停等の申立(法第77条)
⇒ DV等の相手方などには照会しない。

保護開始

保護却下

保護要

保護否

生活保護の種類と内容

別紙

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用	生活扶助 (手帳 P.240)	基準額の内容は、 I類費 食費等の個人的費用 II類費 光熱水費等の世帯共通的費用 を合算して算出 冬季には地域区分に応じて冬季加算(高知県VI地区:11月～3月)を算出 障害者や有子世帯への加算などの各種加算 臨時的な需要に対応する、一時扶助
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助 (手帳 P.294)	学用品費として一定額支給し、給食費、教材代等について実費支給(小学生、中学生が対象)
居住のために必要な家賃費用	住宅扶助 (手帳 P.297)	上限を定めた上で実費を支給
医療サービスの費用	医療扶助 (手帳 P.308)	【現物給付】本人負担なし(10割分を医療機関に支払う)
介護サービスの費用	介護扶助 (手帳 P.308)	【現物支給】本人負担なし(1割分を介護事業者へ支払う。保険料は生活扶助で支給。)
出産費用	出産扶助 (手帳 P.309)	上限を定めた上で実費を支給
就労に必要な技能の取得等にかかる費用	生業扶助 (手帳 P.311)	授業料や資格検定費用等について上限を定めた上で実費を支給 ※高等学校等は義務教育課程ではないため、就学費も含まれません。
葬祭費用	葬祭扶助 (手帳 P.322)	上限を定めた上で実費を支給 ※生活保護受給者以外の方が申請する場合があります。(民生委員など)



社援発 0414 第 9 号
平成 27 年 4 月 14 日

高知県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める
住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）

「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）別表第 3 の 2 の規定に基づき、貴県における厚生労働大臣が別に定める額（以下「住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」という。）が、下記 1 のとおり定められ、本年 7 月 1 日から適用することとされたので通知する。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7 の 4 の（1）のオによる特別基準は、下記 2 のとおりとなるので、併せて通知する。

記

1 住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

(1) 世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

	1 人	2 人	3 人～5 人	6 人	7 人以上
3 級地	29,000 円	35,000 円	38,000 円	41,000 円	45,000 円

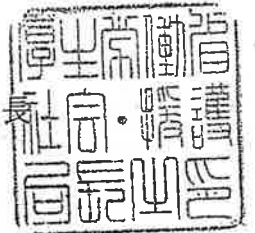
(2) 床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

ア (1) の規定にかかわらず、1 人世帯においては、住居等の床面積（専有面積に限る。以下同じ。）が、15 m²以下の場合には、住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

	11 m ² ～15 m ²	7 m ² ～10 m ²	6 m ² 以下
3 級地	26,000 円	23,000 円	20,000 円

高知市長 殿

厚生労働省社会・援護局長



生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める
住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）

「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）別表第 3 の 2 の規定に基づき、貴市における厚生労働大臣が別に定める額（以下「住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」という。）が、下記 1 のとおり定められ、本年 7 月 1 日から適用することとされたので通知する。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7 の 4 の（1）のオによる特別基準は、下記 2 のとおりとなるので、併せて通知する。

記

1 住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

（1）世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

1 人	2 人	3 人～5 人	6 人	7 人以上
32,000 円	38,000 円	42,000 円	45,000 円	50,000 円

（2）床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

ア （1）の規定にかかわらず、1 人世帯においては、住居等の床面積（専有面積に限る。以下同じ。）が、15 m²以下の場合には、住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

11 m ² ～15 m ²	7 m ² ～10 m ²	6 m ² 以下
29,000 円	26,000 円	22,000 円

平成30年度生活保護法等の改正内容について 【抜粋】

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

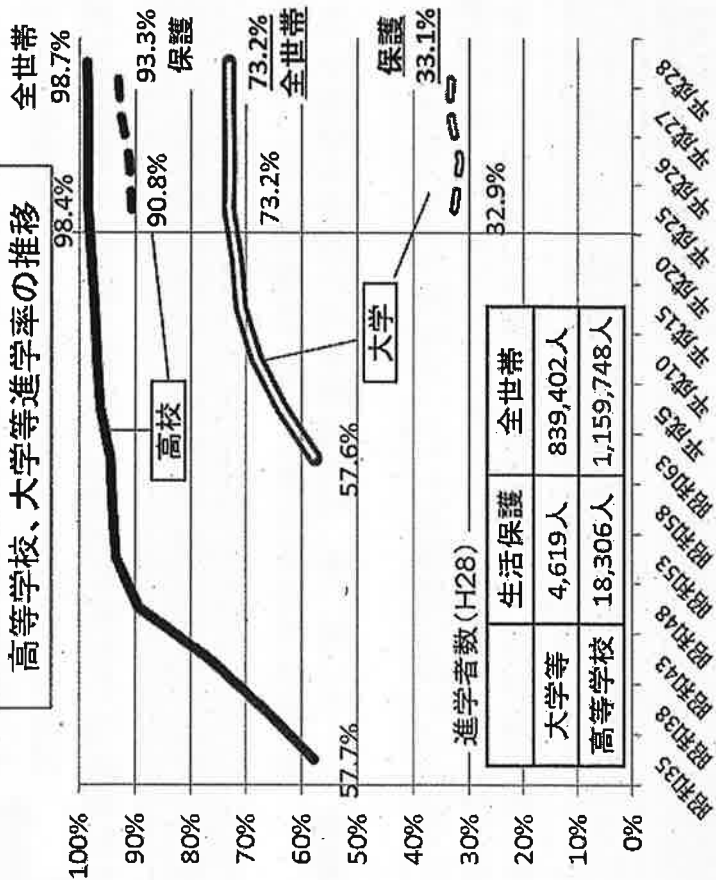
生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもよりも著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考) 大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。



東京都23区(1級地の1) 母と子2人の3人世帯における
第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	減額しないことに	進学前	進学後	差
生活扶助		18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)		6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)		1万600円	1万600円	0
合計		26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。

対象者に生活習慣の指導・必要な医療の受診勧奨等の支援（健康管理支援事業）を実施

福祉事務所

受給者



データを基に基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援

2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

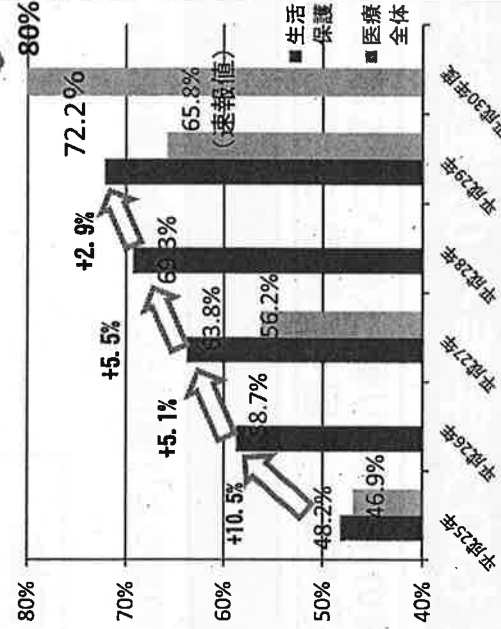
○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定（生活保護法第34条第3項の改正）

医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができることを認めると認められたものについては、原則として、後発医薬品による給付

- 後発医薬品使用割合は約7割となっている。
- 一方で、薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が67.2%と高い。
- 地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要との意見
- 医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施

取組の進捗状況

改革工程表における目標値



取組の課題

後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が高い。



※医師等が一般名処方した医薬品について、薬局で後発医薬品を調剤しなかった理由を調査したものの

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ① 無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ② 現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
 - ③ 最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
 - ◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537, 入所者数 15,600人(うち生保受給者 14,143人)
 - 居室面積: 7.43㎡未満 200施設(43%)
 ガイドラインの基準: 7.43㎡以上
 住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下
 7.43~15㎡未満 217施設(47%)
 - 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
 - 食費 453施設(84%) 28,207円
 - その他の費用 469施設(87%) 15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満

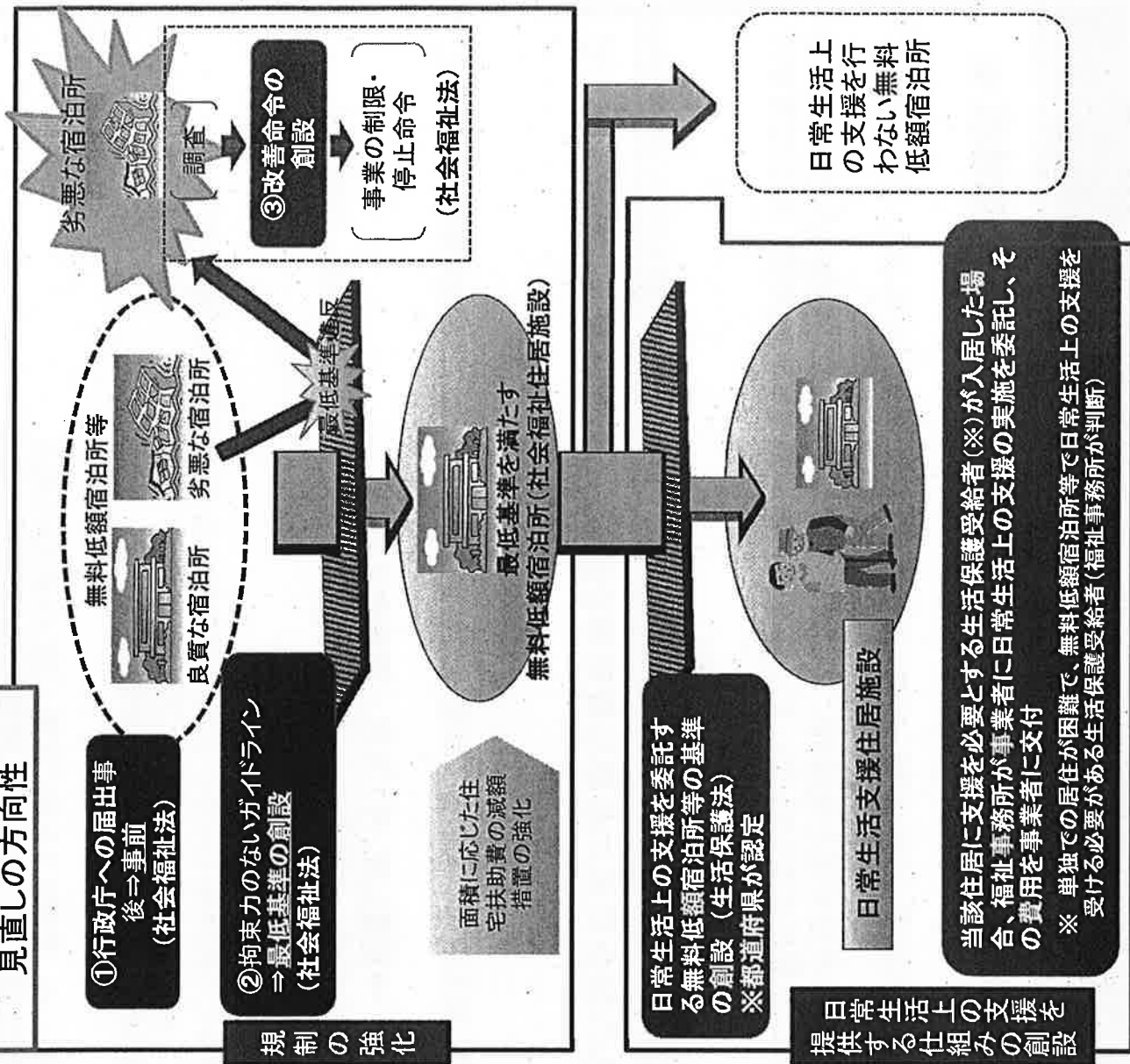
見直しの方向性

① 行政庁への届出事
後⇒事前
(社会福祉法)

② 拘束力のないガイドライン
⇒最低基準の創設
(社会福祉法)

規制の強化

面積に応じた住宅扶助費の減額措置の強化



日常生活上の支援を行わない無料低額宿泊所

日常生活支援住居施設

当該住居に支援を必要とする生活保護受給者(※)が入居した場合、福祉事務所が事業者が日常生活上の支援の実施を委託し、その費用を事業者に交付
 ※ 単独での居住が困難で、無料低額宿泊所等で日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者(福祉事務所が判断)

平成30年10月以降における生活保護基準の見直し案

■ 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行ふ。〔P6-①〕

※ 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にはばらつき。

※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助本体、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

・ 児童養育加算〔P10-②〕

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

現行：月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで ⇒ 見直し後：月1万円／高校生まで

※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

・ 母子加算〔P10-②〕

子どもがいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算

現行：母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒ 見直し後：平均月1.7万円

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

・ 教育扶助・高等学校等就学費〔P13-③〕

— クラブ活動費の実費支給化：年額61,800円(金銭給付) ⇒ 年額8.3万円(実費上限)※高校の場合

— 入学準備金(制服等の購入費)の増額：63,200円(実費上限) ⇒ 8.6万円(実費上限)※高校の場合

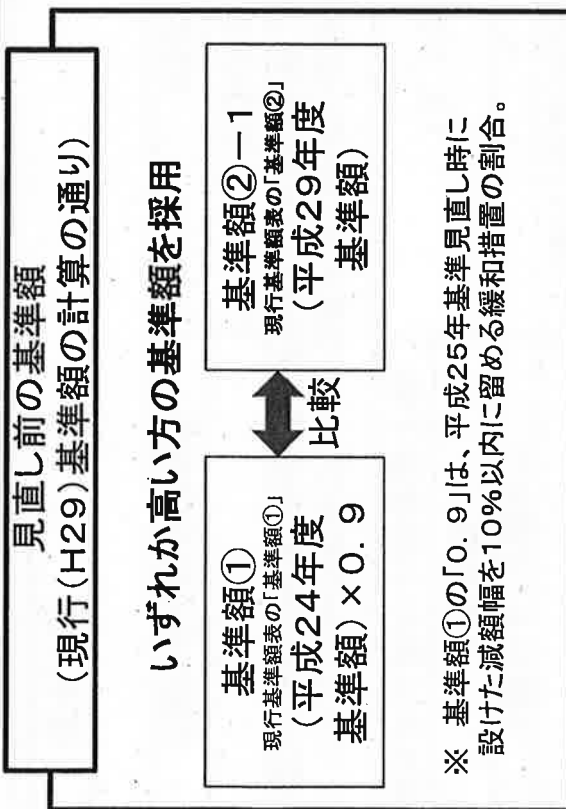
— 高校受験料支給回数数の拡大、制服等の買い直し費用の支給

※ 見直しは平成30年10月に実施。

①平成30年10月以降における生活扶助基準額(案)の算出方法の概要

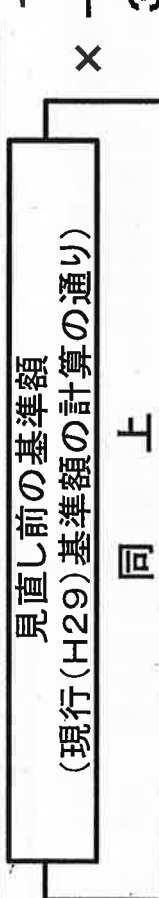
- 平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しについては、現行の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置を行うこととしている。
- 平成25年8月の生活扶助基準見直しにおいて、平成24年度基準額から減額幅を▲10%以内とする緩和措置を講じており、一部の世帯では、現行の基準額が平成24年度基準額を基に設定されていることを踏まえ、「平成24年度基準額表(基準額①)」と「平成30年10月基準額表(基準額②)」の2つの基準額表を設定した上で、現行の基準額から減額幅▲5%以内調整を図る経過的加算を設けて、生活扶助基準額を算出することとする。
- また、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間をかけて段階的に基準額を改定することとしている。今回の段階的施行は10月を起点として1年間ずつを予定しており、その間の計算方法は以下のとおりとする。

施行1年目(平成30年10月～平成31年9月)



2 - 3
×

施行2年目(平成31年10月～平成32年9月)

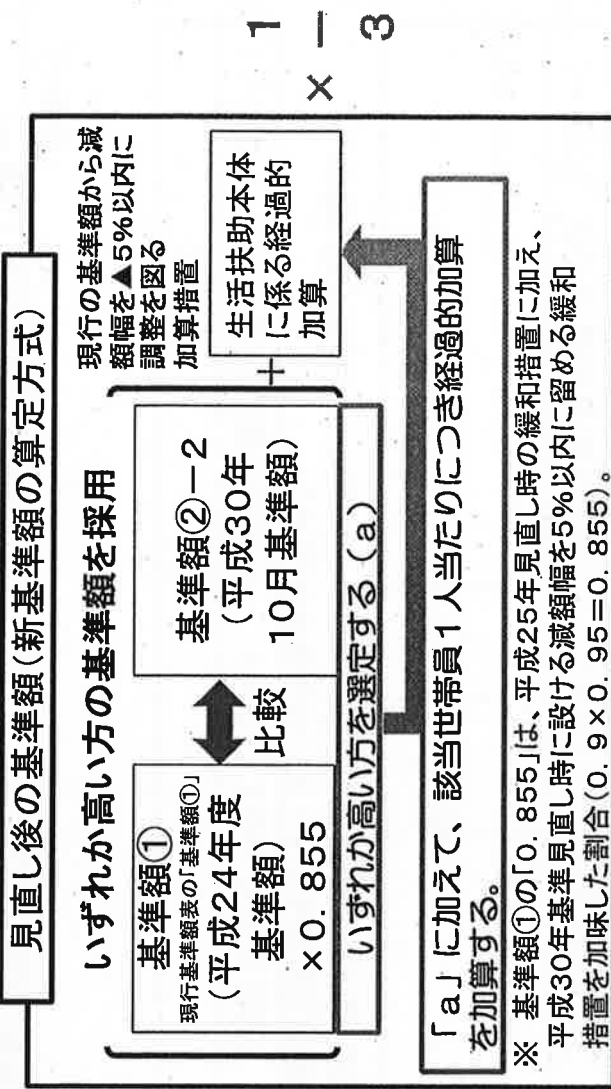


1 - 3
×

施行3年目以降(平成32年10月～)

※「見直し前の基準額」の計算は不要。

(注) 端数処理は10円未満は切上げる。



1 - 3
×

2 - 3
×



(注) 施行2年目及び3年目以降の基準額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

②平成30年10月以降における児童養育加算及び母子加算の見直し案の概要

○平成30年10月の児童養育加算及び母子加算の見直しについては、生活扶助本体と同様に、3年間をかけて段階的に加算額を改定する。ただし、児童養育加算については、今回の見直しにおいて新たに支給対象となる高校生の加算額は平成30年10月から段階施行を行わずに支給する。

○また、現行の生活扶助本体、児童養育加算及び母子加算の合計した基準額から減額幅を▲5%とする緩和措置を行うこととしており、調整が必要な世帯に対して「児童に係る経過的加算」及び「母子世帯に係る経過的加算」を設けて調整を行う。

児童養育加算

	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)
3歳以上18歳まで	10,000		
3歳未満	13,300	11,600	10,000
第3子以降の小学校修了前			

(月額・円)

※ ①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯、②第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯については、現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要なため、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。

	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(H31. 10月)	施行3年目以降(H32. 10月～)
児童に係る経過的加算	950	2,650	4,250

母子加算

(月額・円)

母子加算対象者	施行1年目(H30. 10月)			施行2年目(H31. 10月)			施行3年目以降(H32. 10月～)		
	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額	1人目	2人目に加算する額	3人以上1人増す毎に加算する額
1級地	21,400	2,800	1,600	19,900	3,800	2,200	18,400	4,700	2,800
2級地	19,800	2,600	1,500	18,400	3,500	2,100	17,000	4,300	2,600
3級地	18,400	2,400	1,400	17,100	3,200	1,900	15,800	4,000	2,400

※現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要な世帯に対しては、母子世帯に係る経過的加算を該当世帯に別途加算する(次頁参照)。

(注)施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

高知県の生活保護の動向

1 生活保護状況と最近の推移

本県では、平成初期からの景気低迷等の影響を受けて平成10年度から増加に転じ、増加傾向で推移してきたが、平成25年から微減傾向となり、平成30年3月速報値では、被保護世帯数は15,106世帯、被保護人員は19,398人（対前年△2.4%）で減少傾向が続いている。

2 保護率の全国対比

高知県の保護率（人口1,000人当たりの割合、‰パーミル）は、平成30年3月速報値で大阪府（32.5‰）、北海道（30.5‰）に次ぐ全国第3位（26.9‰）となっており、全国平均16.7‰と比較すると約1.6倍となっている。

3 福祉事務所別保護の状況

平成30年3月現在における福祉事務所別の保護率は、室戸市（56.0‰）、高知市（36.1‰）、須崎市（31.0‰）が高く、須崎福祉保健所（13.0‰）、香南市（12.8‰）、香美市（14.2‰）が低い。

高知市には、被保護者の62.0%が集中している。

市町村別の保護率では最高は東洋町（67.9‰）、最低は馬路村（5.1‰）となっている。

4 医療扶助の状況

医療扶助率は、高知県（86.3%）、高知市（84.7%）ともに全国平均（83.5%）を上回っており、保護費全体に占める医療扶助費の割合は平成30年3月末時点で63.4%（中核市除く）（全国平均H30年2月現在47.9%）となっている。

5 被保護世帯の状況

平成30年3月現在における状況を世帯類型別にみると、高齢者世帯57.7%、母子世帯4.1%、傷病・障害者世帯22.0%、稼働可能な被保護者が含まれるその他世帯16.2%である。

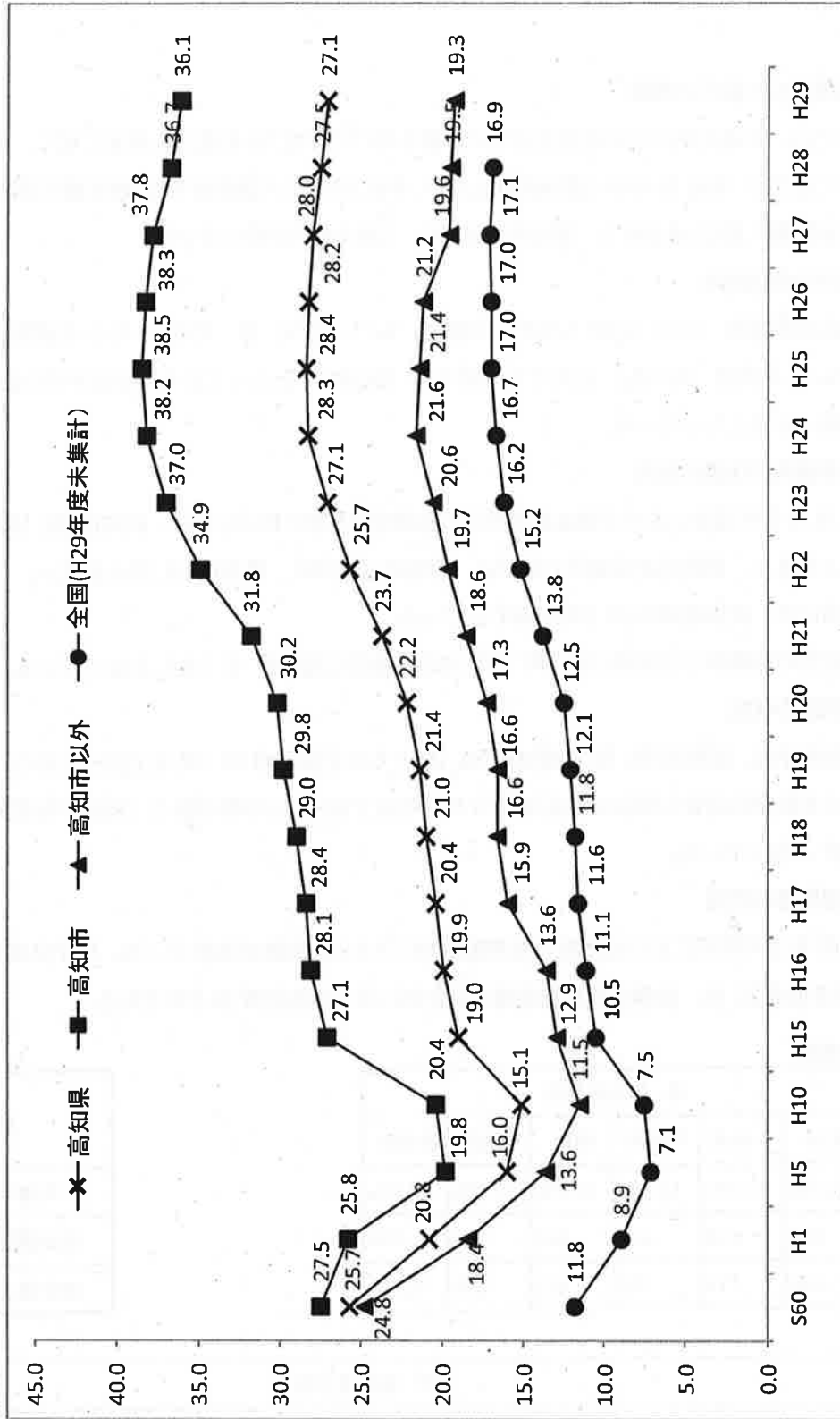
平成30年3月速報値

	県 福祉保健所					
	安芸	中央東	中央西	須崎	幡多	郡部計
保護率	27.2‰	15.5‰	15.2‰	13.0‰	17.7‰	16.6‰
被保護世帯	356	153	618	341	238	1,706
被保護人員	456	178	772	423	305	2,134

県全体	
保護率	27.1‰
被保護世帯	15,106
被保護人員	19,398

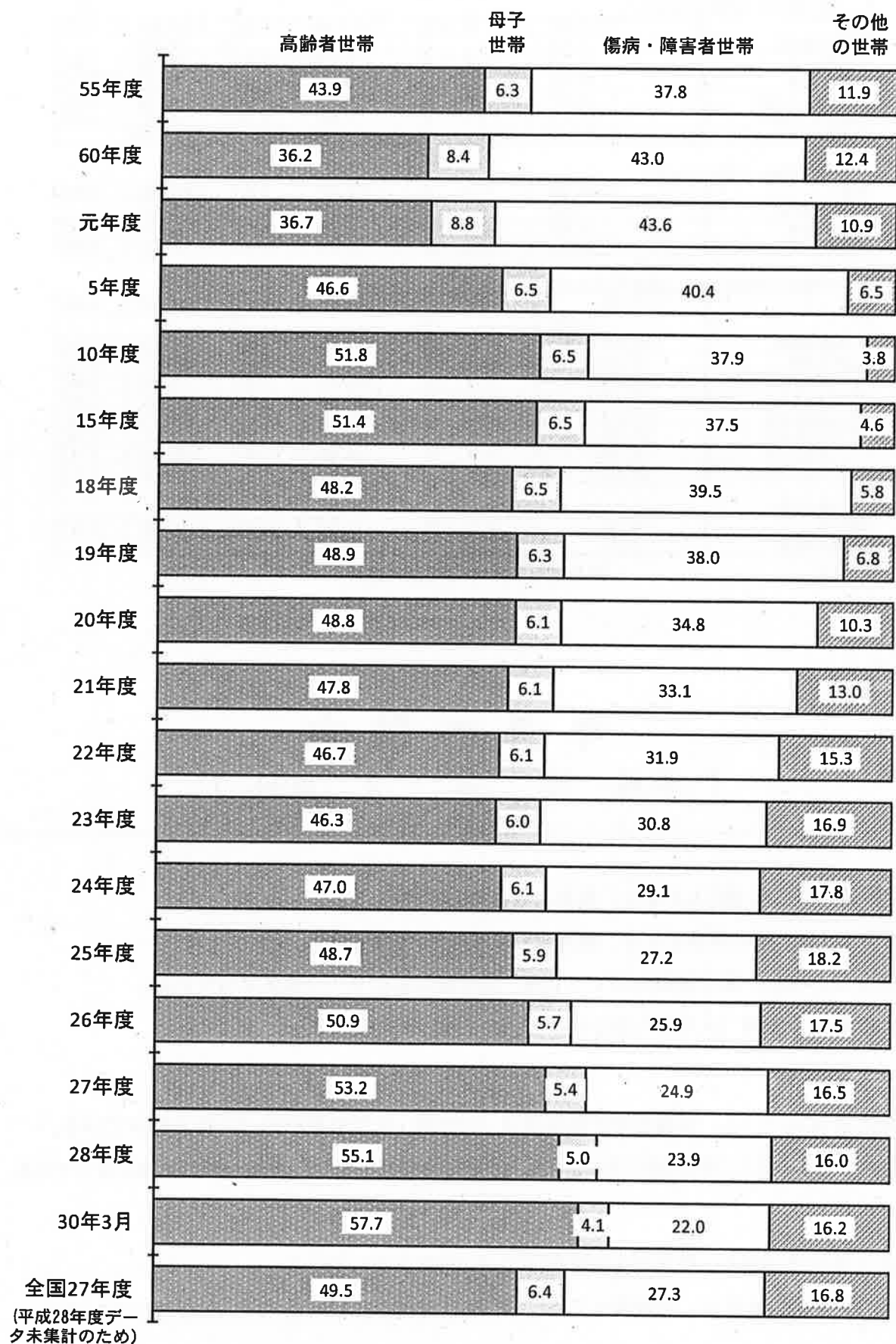
	市 福祉事務所											
	高知市	室戸市	安芸市	南国市	土佐市	須崎市	宿毛市	土佐清水市	四万十市	香南市	香美市	市部計
保護率	36.1‰	56.0‰	20.0‰	20.8‰	16.8‰	31.0‰	17.6‰	16.2‰	20.0‰	12.8‰	14.2‰	29.4‰
被保護世帯	9,244	554	289	744	354	532	293	181	551	346	312	13,400
被保護人員	12,032	724	342	989	445	680	358	214	678	417	385	17,264

保護率の推移



世帯類型別被保護世帯構成比の推移：高知県(高知市含む)

(単位：％)



生活保護速報

【平成30年3月分】

括弧内は対前年同月伸び率

	30年3月	30年2月	30年1月
1. 被保護実人員（保護停止中を含む。） (人)			
総数	2,116,807 (-1.3%)	2,115,368 (-1.2%)	2,118,848 (-1.2%)
対前月増加数	1,439	-3,480	-4,442
保護開始人員	23,717 (-8.7%)	19,929 (-9.4%)	18,806 (-6.8%)
保護廃止人員	25,968 (-4.2%)	20,708 (-1.6%)	21,255 (-1.2%)
保護変更（人員増）	2,430 (-10.9%)	1,820 (-10.4%)	1,732 (-16.9%)
保護変更（人員減）	10,615 (-10.7%)	3,997 (-3.1%)	4,247 (-6.2%)
保護率（人口百人当）	1.67%	1.67%	1.67%

2. 被保護世帯数（保護停止中を含む。）			
総数	1,639,768 (-0.1%)	1,638,384 (-0.0%)	1,640,002 (0.0%)
対前月増加数	1,384	-1,618	-2,612
保護開始世帯	18,434 (-6.7%)	15,623 (-7.8%)	14,571 (-5.6%)
保護廃止世帯	20,310 (-2.1%)	17,040 (-0.7%)	17,327 (-0.8%)

3. 世帯類型別世帯数及び割合（保護停止中を含まない。）						
世帯類型別内訳	30年3月		30年2月		30年1月	
	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合
総数	1,631,823	(-0.1%)	1,630,065	(-0.0%)	1,631,664	(0.0%)
高齢者世帯	877,847	53.8%	863,761	52.9%	864,472	52.9%
母子世帯	88,540	5.4%	92,145	5.6%	92,373	5.6%
傷病者・障害者世帯計	413,851	25.4%	420,597	25.8%	420,548	25.8%
障害者世帯	196,150	12.0%	197,830	12.1%	197,385	12.1%
傷病者世帯	217,701	13.3%	222,767	13.7%	223,163	13.7%
その他の世帯	251,585	15.4%	253,562	15.5%	254,271	15.5%
単身世帯	164,950	10.1%	168,637	10.3%	168,851	10.3%
2人以上の世帯	86,635	5.3%	84,925	5.2%	85,420	5.2%

4. 保護の申請			
申請件数	20,345 (-6.1%)	16,823 (-6.6%)	18,178 (-6.0%)
対前月増加数	3,522	-1,355	1,822

(厚生労働省社会・援護局保護課)

今月の動向

【平成30年3月分】

- 被保護実人員は2,116,807人となり、前月より1,439人増加した。
被保護世帯は1,639,768世帯となり、前月より1,384世帯増加した。
対前年同月伸び率は、被保護実人員で-1.3%、被保護世帯数で-0.1%となっている。
なお、保護率は1.67%（人口百人当たり1.67人）となっている。
- 保護開始人員は23,717人、保護開始世帯数は18,434世帯、申請件数は20,345件となっている。
対前年同月伸び率をみると、保護開始人員は-8.7%、保護開始世帯数は-6.7%、申請件数は-6.1%となっている。
- 保護廃止人員は25,968人、保護廃止世帯数は20,310世帯となっている。
対前年同月伸び率をみると、保護廃止人員は-4.2%、保護廃止世帯数は-2.1%となっている。

都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成30年3月時点)

○全国平均保護率: 1.67%(1.21%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.25 (2.57)
北海道	3.05 (2.47)
高知県	2.69 (2.18)
沖縄県	2.58 (1.70)
福岡県	2.49 (1.88)
青森県	2.32 (1.75)
京都府	2.27 (1.94)
東京都	2.14 (1.58)
長崎県	2.11 (1.64)
兵庫県	1.91 (1.45)

○指定都市別保護率

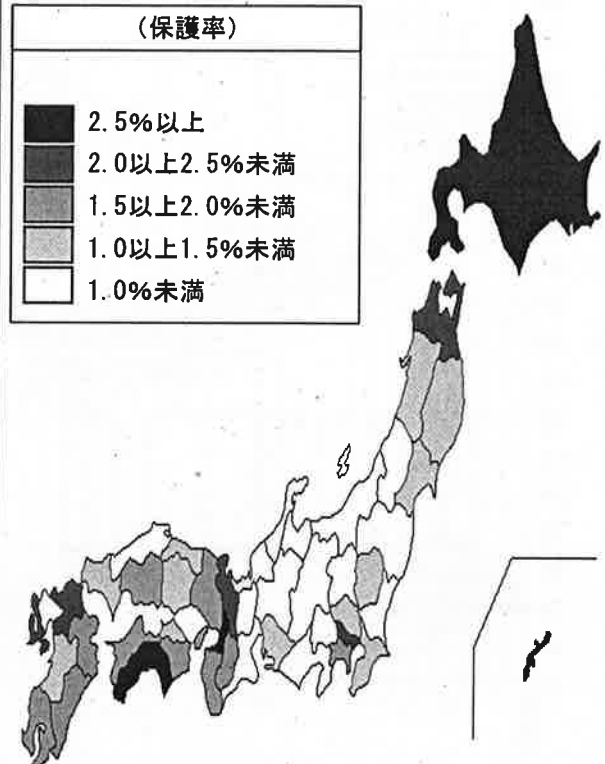
保護率(%)	
大阪市	5.22 (4.29)
札幌市	3.74 (2.78)
堺市	3.08 (2.44)
神戸市	3.03 (2.64)
京都市	3.01 (2.66)
福岡市	2.81 (1.91)
北九州市	2.44 (1.37)
千葉市	2.14 (1.33)
熊本市	2.12 (1.50)
広島市	2.12 (1.60)
川崎市	2.11 (1.78)
名古屋市	2.10 (1.26)
相模原市	1.94 (0.97)
横浜市	1.89 (1.40)
岡山市	1.86 (1.38)
仙台市	1.66 (1.12)
さいたま市	1.57 (0.91)
新潟市	1.49 (0.99)
静岡市	1.31 (0.77)
浜松市	0.92 (0.45)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.51 (3.88)
尼崎市	4.06 -
那覇市	3.95 -
東大阪市	3.89 (3.20)
旭川市	3.74 (3.29)
高知市	3.59 (3.01)
青森市	3.01 (2.33)
長崎市	3.00 (2.21)
豊中市	2.58 -
和歌山市	2.57 (1.79)

下位10都道府県	
	保護率(%)
山梨県	0.85 (0.41)
静岡県	0.85 (0.45)
滋賀県	0.80 (0.58)
群馬県	0.77 (0.44)
山形県	0.70 (0.44)
石川県	0.64 (0.46)
岐阜県	0.59 (0.33)
長野県	0.53 (0.33)
福井県	0.53 (0.28)
富山県	0.34 (0.23)

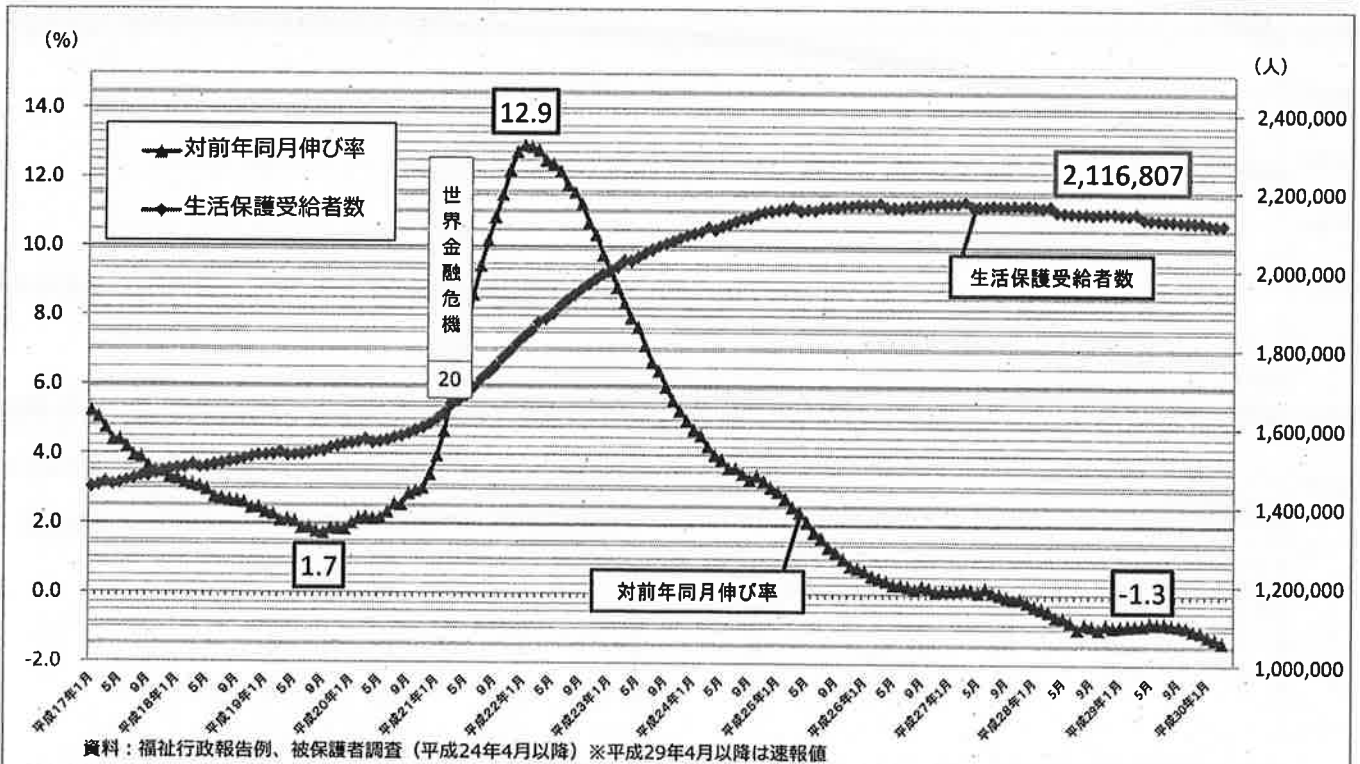
下位10市	
	保護率(%)
前橋市	1.16 -
柏市	1.10 -
郡山市	0.97 (0.67)
高崎市	0.93 -
金沢市	0.92 (0.62)
長野市	0.85 (0.44)
豊橋市	0.57 (0.36)
豊田市	0.55 (0.33)
岡崎市	0.53 (0.25)
富山市	0.45 (0.31)



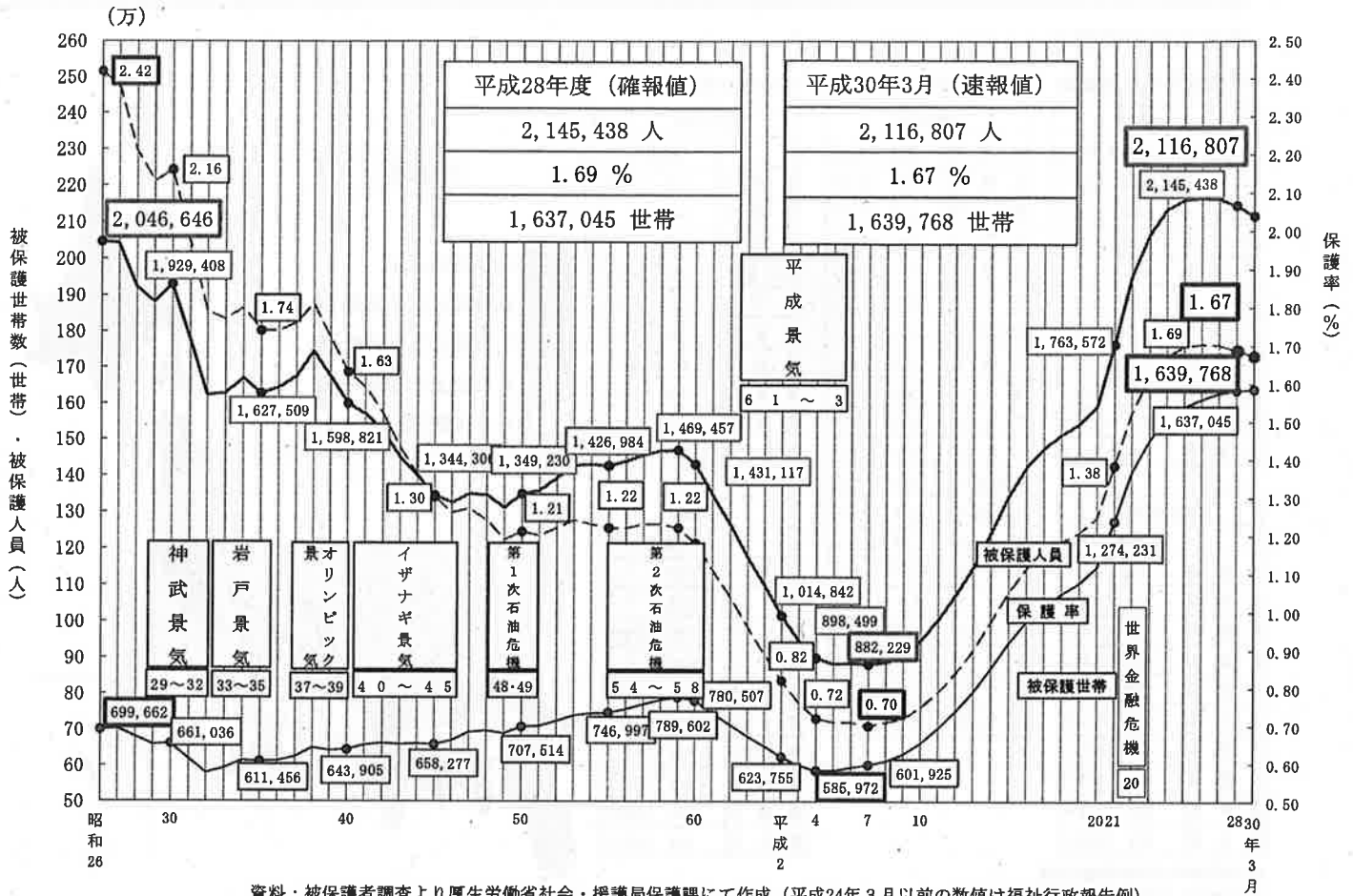
注1: 指定都市及び中核市数値は再掲
注2: 括弧内は10年度前(平成19年度)の保護率

生活保護受給者数の推移

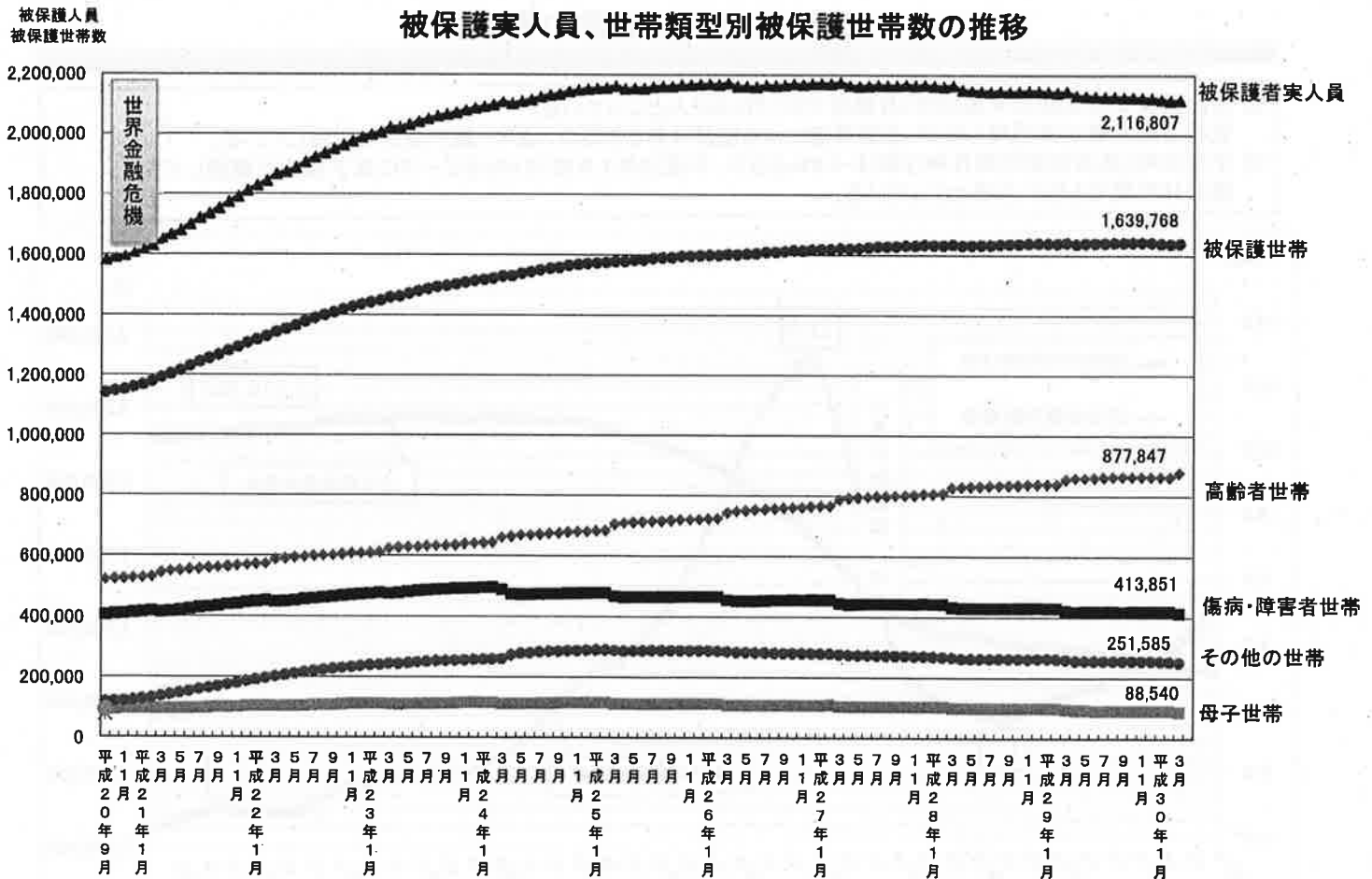
- 生活保護受給者数は平成30年3月現在で211万6,807人となっている。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。
- 平成30年3月の対前年同月伸び率は-1.3%となり、平成22年1月の12.9%をピークに低下傾向が継続しており、過去10年間でも低い水準となっている。



資料: 福祉行政報告例、被保護者調査(平成24年4月以降) ※平成29年4月以降は速報値



被保護実人員、世帯類型別被保護世帯数の推移



生活保護状況速報

【抜粋】

平成 30 年 3 月分
高知県福祉指導課

保護状況 (1)

管内人口 (a)	被保護世帯数	被保護人員			保護の種類別保護人員(月中)										医療扶助の概況					介護扶助の概況				前月被保護人員	前年同月被保護人員				
		実数 (b)	指数		保護率 b/a*1000	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	出産扶助	生業扶助	養老扶助	総数 (c)	医療保護率 c/a*1000	入院・入院外別			医療扶助率 c/b %	入院率 d/c %	総数 (e)	介護保護率 e/a*1000	施設・居宅別		介護扶助率 e/b %						
			前月比 %	対前年 同月比 %										入院	精神 病	その他					入院外	施設				居宅			
																											前月比 %	対前年 同月比 %	
安芸	16,751	356	456	98.3	97.6	27.2	403	270	17	0	15	0	0	0	408	24.4	36	16	20	372	89.5	8.8	92	5.5	8	84	20.2	464	467
中央東	11,451	153	178	100.6	89.0	15.5	136	89	5	0	3	0	0	0	163	14.2	41	13	28	122	91.6	25.2	29	2.5	8	21	16.3	177	200
中央西	50,736	618	772	100.5	94.7	15.2	623	427	32	0	13	0	1	0	664	13.1	78	41	37	586	86.0	11.7	142	2.8	39	103	18.4	768	815
須崎	32,604	341	423	99.8	99.8	13.0	353	171	13	0	7	0	0	0	381	11.7	35	18	17	346	90.1	9.2	98	3.0	28	70	23.2	424	424
幡多	17,185	238	305	99.7	98.1	17.7	245	116	11	0	4	0	0	0	273	15.9	26	4	22	247	89.5	9.5	78	4.5	30	48	25.6	306	311
出先計	128,727	1,706	2,134	99.8	96.3	16.6	1,760	1,073	78	0	42	1	1	1	1,889	14.7	216	92	124	1,673	88.5	11.4	439	3.4	113	326	20.6	2,139	2,217
高知市	333,678	9,244	12,032	100.0	97.4	36.1	10,506	10,352	759	3	327	29	29	29	10,191	30.5	659	274	385	9,532	84.7	6.5	1,871	5.6	176	1,895	15.6	12,032	12,349
室戸市	12,937	554	724	100.0	94.5	56.0	638	406	38	0	11	0	0	0	680	52.6	66	31	35	614	93.9	9.7	149	11.5	27	122	20.6	724	766
安芸市	17,078	289	342	98.6	100.6	20.0	285	197	13	0	2	1	1	1	301	17.6	35	13	22	266	88.0	11.6	81	4.7	10	71	23.7	347	340
南国市	47,473	744	989	101.1	98.3	20.8	835	751	58	0	37	7	7	7	864	18.2	87	29	58	777	87.4	10.1	177	3.7	23	154	17.9	978	1,006
土佐市	26,532	354	445	101.4	103.0	16.8	405	250	8	0	4	1	1	1	402	15.2	42	10	32	360	90.3	10.4	93	3.5	25	68	20.9	439	432
須崎市	21,959	532	680	99.1	95.9	31.0	573	493	42	0	16	0	0	0	602	27.4	63	33	30	539	88.5	10.5	111	5.1	24	87	16.3	686	709
宿毛市	20,392	293	358	99.7	106.9	17.6	324	221	6	0	4	1	1	1	325	15.9	31	15	16	294	90.8	9.5	75	3.7	14	61	20.9	359	335
土佐清水市	13,206	181	214	99.5	103.9	16.2	182	113	2	0	2	1	1	1	176	13.3	15	5	10	161	82.2	8.5	49	3.7	10	39	22.9	215	206
四万十市	33,825	551	678	99.3	93.9	20.0	613	457	19	0	10	0	0	0	574	17.0	48	28	20	526	84.7	8.4	116	3.4	31	85	17.1	683	722
香南市	32,546	346	417	101.2	97.2	12.8	361	269	6	0	3	0	0	0	390	12.0	27	7	20	363	93.5	6.9	112	3.4	10	102	26.9	412	429
香美市	27,021	312	385	98.5	102.9	14.2	342	255	19	0	7	2	2	2	350	13.0	41	23	18	309	90.9	11.7	63	2.3	7	56	16.4	391	374
市計	586,647	13,400	17,264	100.0	97.7	29.4	15,064	13,764	970	3	423	42	42	42	14,855	23.3	1,114	468	646	13,741	86.0	7.5	2,897	4.9	357	2,540	16.8	17,266	17,668
県計	715,374	15,106	19,398	100.0	97.6	27.1	16,824	14,837	1,048	3	465	43	43	43	16,744	23.4	1,330	560	770	15,414	86.3	7.9	3,336	4.7	470	2,866	17.2	19,405	19,895

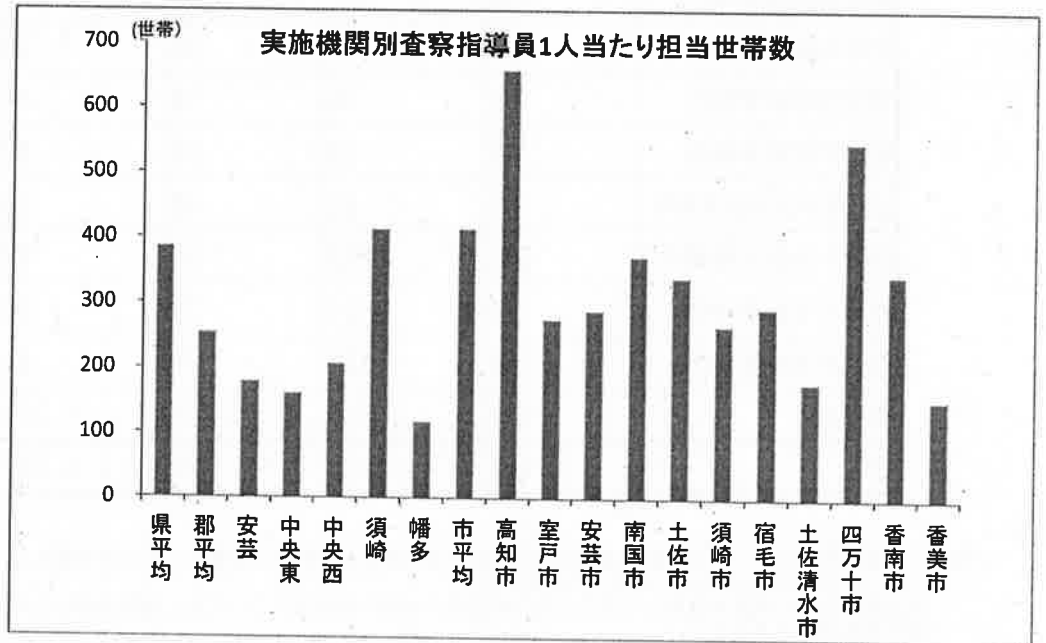
実施体制
実施機関別査察指導員、ケースワーカー1人当たり担当世帯数

(平成30年4月現在)

実施機関	被保護世帯数	査察指導員数	査察指導員1人 当たり担当世 帯数	ケースワーカー数	ケースワーカー 1人当たり担当 世帯数
安芸	356	2	178	6	59
中央東	160	1	160	3	47
中央西	618	3	206	10	62
須崎	412	1	412	6	69
幡多	234	2	117	4	59
郡計	1,780	9	198	29	61
高知市	9,199	14	657	86	107
室戸市	550	2	275	7	79
安芸市	289	1	289	4	72
南国市	744	2	372	9	83
土佐市	339	1	339	5	68
須崎市	531	2	266	7	76
宿毛市	293	1	293	4	73
土佐清水市	178	1	178	2	89
四万十市	547	1	547	7	78
香南市	344	1	344	5	69
香美市	306	2	153	6	51
市計	13,320	28	476	142	94
県計	15,100	37	408	171	88

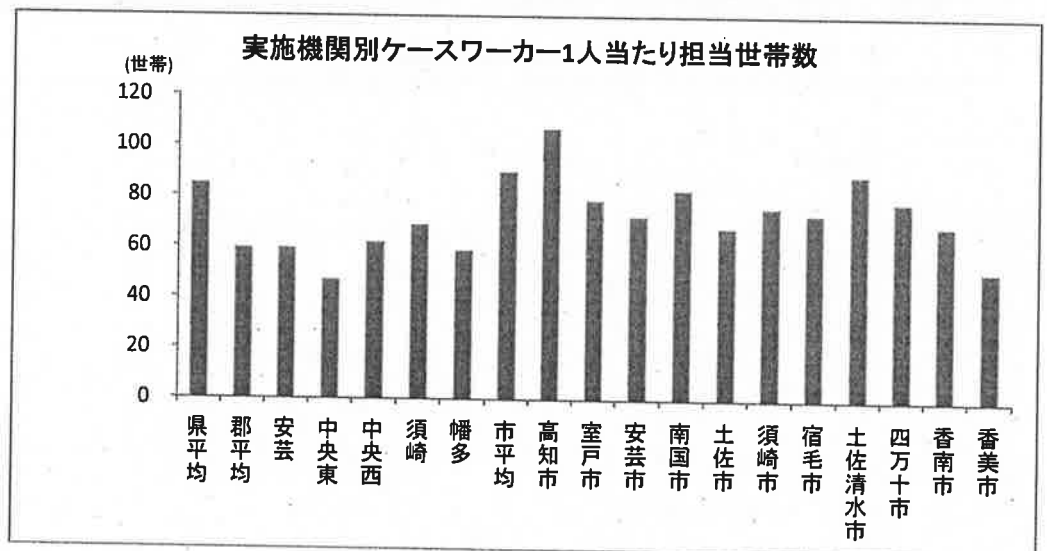
実施機関別査察指導員1人当たり担当世帯数

県平均	385
郡平均	254
安芸	178
中央東	160
中央西	206
須崎	412
幡多	117
市平均	413
高知市	657
室戸市	275
安芸市	289
南国市	372
土佐市	339
須崎市	266
宿毛市	293
土佐清水市	178
四万十市	547
香南市	344
香美市	153



実施機関別ケースワーカー1人当たり担当世帯数

県平均	85
郡平均	59
安芸	59
中央東	47
中央西	62
須崎	69
幡多	59
市平均	90
高知市	107
室戸市	79
安芸市	72
南国市	83
土佐市	68
須崎市	76
宿毛市	73
土佐清水市	89
四万十市	78
香南市	69
香美市	51



保護の相談、申請、開始、廃止の状況（平成28年度）

実施機関名	保護の相談・開始等の状況				
	面接相談		申請 ケース数	開始 ケース数	廃止 ケース数
	延件数	実件数 A 件			
安芸福祉保健所	3	3	80	37	46
中央東福祉保健所	0	0	32	21	22
中央西福祉保健所	7	6	98	65	80
須崎福祉保健所	0	0	63	43	49
幡多福祉保健所	0	0	49	33	37
郡部計	10	9	322	199	234
高知市福祉事務所	1,903	1,281	929	772	908
室戸市福祉事務所	98	79	65	54	67
安芸市福祉事務所	62	60	46	36	28
南国市福祉事務所	194	167	124	106	107
土佐市福祉事務所	97	87	81	59	49
須崎市福祉事務所	91	76	58	47	47
宿毛市福祉事務所	89	78	53	42	30
土佐清水市福祉事務所	47	35	23	19	26
四方十市福祉事務所	159	159	97	83	76
香南市福祉事務所	61	54	76	55	100
香美市福祉事務所	159	134	79	55	63
市部計	2,960	2,210	1,631	1,328	1,501
合計	2,970	2,219	1,953	1,527	1,735

(注) 「面接相談」については、生活保護に係る相談（①生活保護の相談・申請をしたい旨の訴え、又は②経済的に困窮している旨の訴えがあったもの）の件数を計上。
生活保護以外の相談も包括して受ける総合相談窓口体制の自治体についても、相談内容から判断して生活保護に関する相談件数のみを計上。
また、「実件数」欄には、同じ相談者又は同一の世帯員から複数回相談を受けた場合においても、1件と計上。

○「延件数」の計上例：同じ相談者又は同一の世帯員から、年度内において4月に2回、5月に3回、8月に1回相談を受けた場合

→ 「延件数」：6（年度内に相談を受けた全ての回数を数える）

福祉保健所及び福祉事務所一覧

区分	名称	所在地	電話番号
郡部	安芸 福祉保健所	784-0001 安芸市矢ノ丸1丁目4-36	0887-34-1158
	中央東 "	782-0016 香美市土佐山田町山田1128-1	0887-53-0045
	中央西 "	789-1201 高岡郡佐川町甲1243-4	0889-22-4628
	須崎 "	785-0005 須崎市東古市町6-26	0889-42-2325
	幡多 "	787-0028 四万十市中村山手通19	0880-34-5134
市部	高知市 福祉事務所	780-8571 高知市本町5丁目1-45	088-823-9442
	室戸市 "	781-7185 室戸市浮津25-1	0887-22-5136
	安芸市 "	784-0001 安芸市矢ノ丸1丁目4-40	0887-34-1009
	南国市 "	783-0004 南国市大塚甲2301	088-880-6566
	土佐市 "	781-1101 土佐市高岡町甲2017-1	088-852-7649
	須崎市 "	785-0031 須崎市山手町1-7	0889-42-3691
	宿毛市 "	788-0006 宿毛市桜町2-1	0880-63-1114
	土佐清水市 "	787-0305 土佐清水市天神町11-2	0880-82-1253
	四万十市 "	787-0033 四万十市中村大橋通4丁目10	0880-34-1781
	香南市 "	781-5232 香南市野市町西野534-1	0887-57-8509
	香美市 "	782-0034 香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887-53-1064

高知市の保護の概要

(平成30年度 暫定版)

平成30年5月

高知市福祉事務所

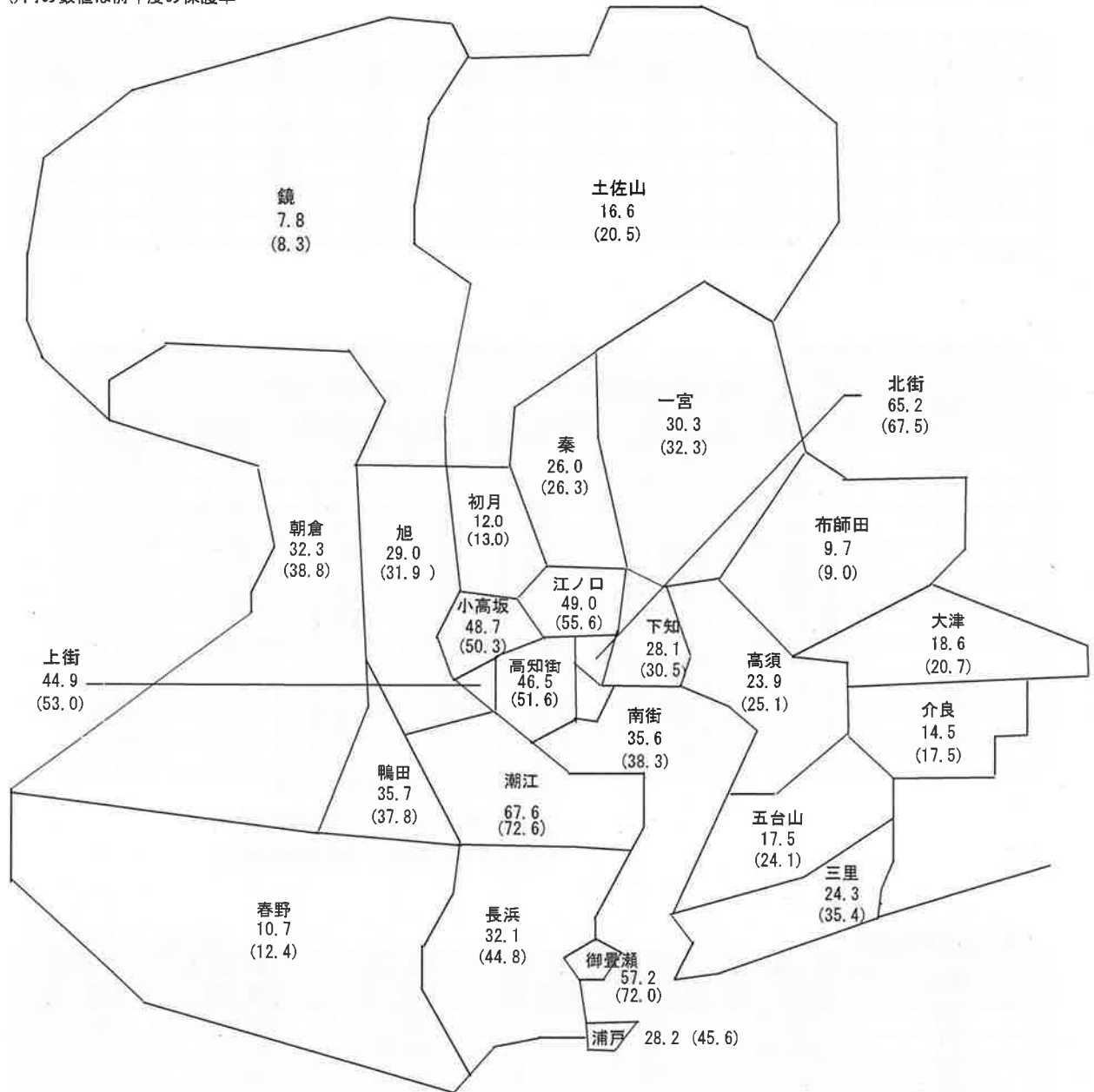
目 次

1. 生活保護率及び世帯別類型	
性別・年齢構成別推移（平成27年度～平成29年度）	p 3
四国4県庁所在地等比較（平成20年度～平成29年度）	p 3
本市の世帯別類型（平成20年度～平成29年度）	p 3
政令指定都市及び中核市の保護率（平成30年1月）	p 4
生活保護状況速報（高知県）（平成30年3月）	p 4
全国の動向（平成29年1月・平成30年1月）	p 4
2. 生活保護相談及び受理状況（平成20年度～平成29年度）	p 5
3. 保護開始及び廃止状況（平成20年度～平成29年度）	p 5
4. 保護開始理由（平成20年度～平成29年度）	p 6
5. 保護廃止理由（平成20年度～平成29年度）	p 7
6. 予算（平成25年度～29年度予算・30年度当初予算）	p 8
7. 生活保護費（平成25年度～平成29年度（30.4月時点の決算見込額）	p 8
8. 本市の生活保護の動向	
(1) 高齢化の進行・高知市における高齢者の状況	p 9
(2) 地方の厳しい雇用情勢・ハローワーク有効求人倍率・労働力別世帯	p 10
(3) 医療機関の集中	p 10

高知市福祉事務所管内地図及び保護率（略図）

地区別保護状況図（平成30年4月現在）

（）内の数値は前年度の保護率



※管内地図上の数字は地区ごとの保護率（%）。病院、施設等入所者は除く

管内面積	309.00km ²		
管内世帯数	162,657世帯	被保護者世帯数	9,171世帯
管内人口	330,019人	被保護者人口	11,937人
保護率	35.7%		

※管内世帯数、管内人口は住民基本台帳人口抜粋。平成30年4月1日時点。
 ※被保護者世帯数、被保護者人口は被保護者調査より抜粋。
 平成30年3月31日時点。

1. 生活保護率及び世帯別類型

性別・年齢構成別推移

(各年度 7月末現在)

区分	27			28			29		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～5歳	200	224	424	169	189	358	154	158	312
6～14歳	443	429	872	431	419	850	381	376	757
15～64歳	2,772	3,021	5,793	2,635	2,883	5,518	2,564	2,714	5,278
65歳以上	2,243	3,364	5,607	2,310	3,411	5,721	2,305	3,386	5,691
計	5,658	7,038	12,696	5,545	6,902	12,447	5,404	6,634	12,038

※単位：人

四国4県庁所在市等比較

(各年度 3月末現在 ※H29年度の保護率のみ、H30.1月時点)

年度	保護世帯	保護人員	保護率%	他市等の保護率 %				
	高知市(停止世帯除く)			松山市	徳島市	高松市	高知県	国
	20	7,704	10,502	30.6	18.6	20.9	14.3	22.7
21	8,258	11,391	33.3	20.6	22.3	15.6	24.6	14.6
22	8,863	12,276	36.0	22.6	23.1	16.1	26.3	15.9
23	9,281	12,807	37.7	23.8	23.7	16.1	27.6	16.5
24	9,526	13,094	38.3	24.6	23.9	16.1	28.4	17.0
25	9,517	13,037	38.3	24.8	23.5	15.8	28.4	17.1
26	9,480	12,889	38.0	25.0	23.2	15.7	28.2	17.1
27	9,427	12,673	37.5	24.7	23.2	15.1	27.9	17.1
28	9,291	12,284	36.6	24.2	23.6	14.8	27.5	16.9
29	9,171	11,937	35.7	23.8	23.4	14.6	27.1	16.7

※高知県は生活保護状況速報(高知県)

※松山市,高松市,国保護率は生活保護速報(国)

※徳島市保護率は四国四市保護状況交換資料

本市の世帯別類型

(各年度 3月末現在)

年度	高齢者世帯 %	うち単身世帯	母子世帯 %	傷病世帯 %	障害世帯 %	その他世帯 %
20	3,549 (46.1)	3,238	575 (7.5)	1,647 (21.4)	1,034 (13.4)	899 (11.6)
21	3,653 (44.2)	3,340	632 (7.7)	1,656 (20.0)	1,065 (12.9)	1,252 (15.2)
22	3,823 (43.1)	3,505	678 (7.6)	1,649 (18.6)	1,135 (12.8)	1,578 (17.8)
23	4,047 (43.6)	3,714	695 (7.5)	1,631 (17.6)	1,167 (12.6)	1,741 (18.8)
24	4,291 (45.1)	3,958	722 (7.6)	1,518 (15.9)	1,174 (12.3)	1,821 (19.1)
25	4,451 (46.8)	4,105	690 (7.2)	1,420 (14.9)	1,209 (12.7)	1,747 (18.4)
26	4,643 (49.0)	4,288	685 (7.3)	1,305 (13.7)	1,214 (12.8)	1,633 (17.2)
27	4,804 (51.0)	4,444	642 (6.8)	1,183 (12.5)	1,274 (13.5)	1,524 (16.2)
28	4,827 (52.0)	4,471	585 (6.3)	1,085 (11.7)	1,296 (13.9)	1,498 (16.1)
29	4,950 (54.0)	4,587	461 (5.0)	1,128 (12.3)	1,072 (11.7)	1,560 (17.0)

<政令指定都市及び中核市の保護率>

平成30年1月（厚生労働省）（単位 %）

政令指定都市		中 核 市					
札幌市	37.4	旭川市	37.5	岐阜市	16.1	高知市	35.9
仙台市	16.6	函館市	45.3	豊橋市	5.8	久留米市	22.1
さいたま市	15.7	青森市	30.2	豊田市	5.6	長崎市	30.1
千葉市	21.4	八戸市	19.5	岡崎市	5.3	佐世保市	21.3
横浜市	18.9	盛岡市	16.1	大津市	12.0	大分市	17.9
川崎市	21.2	秋田市	17.1	高槻市	17.2	宮崎市	22.1
相模原市	19.3	郡山市	9.7	東大阪市	39.2	鹿児島市	25.4
新潟市	14.9	いわき市	12.3	豊中市	25.8	那覇市	39.4
静岡市	13.1	宇都宮市	16.6	枚方市	19.6		
浜松市	9.2	前橋市	11.5	姫路市	16.3		
名古屋	21.0	高崎市	9.3	西宮市	16.6		
京都市	30.1	川越市	12.6	尼崎市	40.5		
大阪市	52.3	越谷市	12.1	奈良市	21.1		
堺市	30.8	船橋市	14.3	和歌山市	25.7		
神戸市	30.4	柏 市	11.0	倉敷市	15.3		
岡山市	18.7	八王子市	17.2	福山市	14.0		
広島市	21.2	横須賀市	13.1	呉 市	16.0		
北九州市	24.5	富山市	4.5	下関市	16.2		
福岡市	28.2	金沢市	9.2	高松市	14.6		
熊本市	21.3	長野市	8.4	松山市	23.8		

<生活保護状況速報（高知県）>

平成30年3月

県	福祉保健所	保護率	市部	福祉事務所	保護率
安 芸		27.2	高 知 市		36.1
中 央 東		15.5	室 戸 市		56.0
中 央 西		15.2	安 芸 市		20.0
須 崎		13.0	南 国 市		20.8
幡 多		17.7	土 佐 市		16.8
			須 崎 市		31.0
郡部合計		16.6	宿 毛 市		17.6
			土佐清水市		16.2
県下	2.71	%	四万十市		20.0
			香 南 市		12.8
			香 美 市		14.2
			市部合計		29.4

※保護率は停止世帯を含んでいる。

※厚生労働省と高知県の調査は、各々集計方法が異なるため一部数値が一致しない

<全国の動向>

	平成29年1月		平成30年1月	
	被保護人員	2,143,887 人	(-0.9%)	2,118,848 人
被保護世帯（停止中含）	1,639,460 世帯	(+0.4%)	1,640,002 世帯	(-0.0%)
保護率	16.9	%	16.7	%
保護開始世帯数	15,440 世帯	(-2.9%)	14,571 世帯	(-5.5%)
保護廃止世帯数	17,460 世帯	(-2.0%)	17,327 世帯	(-0.8%)
申請件数	19,339 件	(+1.8%)	18,178 件	(-6.0%)

※（ ）内は対前年同月伸び率

2. 生活保護相談及び受理状況

(各年度 3月末現在)

生活保護相談・受理状況				うち高齢者世帯			
年 度	相 談 件 数	受 理 件 数	受 理 率	相 談 件 数	受 理 件 数	受 理 率	全受理世帯 に対する高 齢者世帯の 割合
20	3,208	1,204	37.5%	699	231	33.0%	19.5%
21	3,983	1,602	40.2%	720	255	35.4%	16.5%
22	3,720	1,660	44.6%	684	274	40.1%	17.1%
23	3,160	1,486	47.0%	598	246	41.1%	16.6%
24	2,945	1,288	43.7%	707	267	37.8%	20.7%
25	2,636	1,123	42.6%	770	426	55.3%	37.9%
26	2,244	1,101	49.1%	850	410	48.2%	37.2%
27	2,035	1,030	50.6%	782	392	50.1%	38.1%
28	1,903	929	48.8%	702	334	47.6%	36.0%
29	1,861	912	49.0%	734	371	50.5%	40.7%

3. 生活保護開始及び廃止状況

(各年度 3月末現在)

年 度	開始世帯	廃止世帯	世帯数増減
20	968	754	214
21	1,339	774	565
22	1,383	777	606
23	1,266	817	449
24	1,162	918	244
25	971	970	1
26	911	969	△ 58
27	889	941	△ 52
28	772	908	△ 136
29	824	909	△ 85

4. 保護開始理由

(各年度 3月末現在)

() 内は全体に占める割合 (%)

年度	傷病	稼働者 死亡・離別	稼働 収入減	非稼働 収入減	その他	転 入	合 計
20	313 (32.3)	25 (2.6)	205 (21.2)	88 (9.1)	292 (30.2)	45 (4.6)	968 (100.0)
21	346 (25.8)	49 (3.7)	309 (23.1)	153 (11.4)	429 (32.0)	53 (4.0)	1,339 (100.0)
22	318 (23.0)	29 (2.1)	235 (16.9)	171 (12.4)	579 (41.9)	51 (3.7)	1,383 (100.0)
23	245 (19.4)	23 (1.8)	239 (18.9)	64 (5.1)	634 (50.0)	61 (4.8)	1,266 (100.0)
24	230 (19.8)	16 (1.4)	188 (16.2)	73 (6.3)	604 (51.9)	51 (4.4)	1,162 (100.0)
25	176 (18.1)	17 (1.8)	144 (14.8)	52 (5.4)	532 (54.8)	50 (5.1)	971 (100.0)
26	153 (16.8)	15 (1.6)	114 (12.5)	31 (3.4)	545 (59.9)	53 (5.8)	911 (100.0)
27	183 (20.6)	14 (1.6)	108 (12.1)	45 (5.1)	489 (55.0)	50 (5.6)	889 (100.0)
28	133 (17.2)	14 (1.8)	85 (11.0)	35 (4.5)	459 (59.5)	46 (6.0)	772 (100.0)
29	134 (16.3)	13 (1.6)	84 (10.2)	46 (5.6)	511 (62.0)	36 (4.3)	824 (100.0)

※ 非稼働収入とは「傷病手当、児童扶養手当、年金等の他法関係」等

※ その他とは「手持ち金の減少、預金の減少、年金担保」等

5. 保護廃止理由

(各年度 3月末現在)

() 内は全体に占める割合 (%)

年度	傷病治愈	死亡・失踪	稼働	稼働外	その他	転出	合計
20	4 (0.5)	290 (38.5)	65 (8.6)	78 (10.3)	266 (35.3)	51 (6.8)	754 (100.0)
21	4 (0.5)	286 (37.0)	80 (10.3)	82 (10.6)	281 (36.3)	41 (5.3)	774 (100.0)
22	1 (0.1)	287 (36.9)	86 (11.1)	47 (6.1)	328 (42.2)	28 (3.6)	777 (100.0)
23	0 (0.0)	260 (31.8)	92 (11.3)	42 (5.1)	384 (47.0)	39 (4.8)	817 (100.0)
24	0 (0.0)	294 (32.0)	143 (15.6)	37 (4.0)	414 (45.1)	30 (3.3)	918 (100.0)
25	2 (0.2)	352 (36.3)	196 (20.2)	42 (4.3)	328 (33.8)	50 (5.2)	970 (100.0)
26	0 (0.0)	320 (33.0)	149 (15.4)	39 (4.0)	406 (41.9)	55 (5.7)	969 (100.0)
27	2 (0.2)	306 (32.5)	160 (17.0)	19 (2.0)	407 (43.3)	47 (5.0)	941 (100.0)
28	0 (0.0)	363 (40.0)	110 (12.1)	39 (4.3)	345 (38.0)	51 (5.6)	908 (100.0)
29	0 (0.0)	337 (37.1)	121 (13.3)	32 (3.5)	360 (39.6)	59 (6.5)	909 (100.0)

※ 稼働外とは「年金・手当等、補償金、資産活用」等

6. 予算

(単位:千円)

扶助費等	25	26	27	28	29	30年度予算
生活	7,215,000	6,984,000	6,725,000	6,366,000	6,251,000	5,968,000
住宅	3,103,000	3,036,000	3,054,000	2,959,000	2,932,000	2,859,000
教育	110,000	113,000	115,000	105,000	107,000	98,000
介護	350,000	348,000	333,000	340,000	372,000	353,000
医療	10,851,000	10,943,000	11,105,000	11,155,000	11,251,000	10,658,000
出産	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
生業	61,000	62,000	54,000	54,000	56,000	51,000
葬祭	45,000	44,000	45,000	45,000	38,000	46,000
施設事務費	63,000	68,000	62,000	69,000	86,000	93,000
就労自立給付金 (平成26年度新規)			5,000	5,000	5,000	5,000
合計	21,800,000	21,600,000	21,500,000	21,100,000	21,100,000	20,133,000

※国庫負担金 7.5/10

7. 生活保護費 (各年度決算)

(単位:千円)

扶助費等	25	26	27	28	29
生活	6,730,576	6,691,017	6,355,896	6,168,437	5,878,338
住宅	2,986,155	3,000,961	2,947,852	2,904,023	2,836,042
教育	108,983	108,782	106,176	103,436	94,037
介護	339,057	323,229	343,089	339,238	298,356
医療	10,711,669	10,712,770	11,203,272	10,964,297	10,478,564
出産	1,445	256	1,106	35	677
生業	58,526	57,136	55,212	54,315	48,275
葬祭	41,765	41,410	39,524	41,071	39,776
施設事務費	60,539	67,651	69,490	81,937	90,503
就労自立給付金 (平成26年度新規)		2,426	3,582	2,706	4,628
合計	21,038,715	21,005,638	21,125,199	20,659,495	19,769,196

※国庫負担金 7.5/10

(29年度はH30.4.12時点の推計値)

8. 本市の生活保護の動向

(1) 高齢化の進行

{本市における高齢者の状況} (各年度の4月1日現在, 生保高齢者は各年度末現在)

年度	人口	65歳以上人口	高齢化率 (%)
20	341,177	75,028	22.0
21	340,208	76,825	22.6
22	339,945	78,604	23.1
23	339,323	79,069	23.3
24	337,871	81,238	24.0
25	338,397	84,750	25.0
26	337,115	87,847	26.1
27	335,991	90,626	27.0
28	334,223	92,639	27.7
29	332,059	94,032	28.3

生保高齢者世帯 (生保世帯比率)	うち生保単身高齢 (生保世帯比率)
3,549 (46.1)	3,238 (42.0)
3,653 (44.2)	3,340 (40.4)
3,823 (43.0)	3,505 (39.5)
4,047 (43.6)	3,714 (40.0)
4,291 (45.1)	3,958 (41.5)
4,451 (46.8)	4,105 (43.1)
4,643 (49.0)	4,288 (45.2)
4,804 (51.0)	4,444 (47.1)
4,827 (52.0)	4,471 (48.1)
4,950 (54.0)	4,587 (50.0)

{国・高知県の高齢者の状況} (各年1月1日現在)

年度	(国) 人口	(国) 65歳以上人口	(国) 高齢化率 (%)	(県) 人口	(県) 65歳以上人口	(県) 高齢化率 (%)
20	127,066,178	27,411,466	21.6	784,867	212,658	27.1
21	127,076,183	28,220,227	22.2	777,904	215,386	27.7
22	127,057,860	28,815,916	22.7	773,120	217,882	28.2
23	126,923,410	29,009,716	22.9	767,165	217,028	28.3
24	126,659,683	29,674,852	23.4	759,680	220,063	29.0
25	126,393,679	30,834,268	24.4	752,845	226,146	30.0
26	126,434,634	31,582,416	25.0	750,927	230,811	30.7
27	126,163,576	32,680,764	25.9	743,616	236,293	31.8
28	125,891,742	33,471,594	26.6	736,391	240,164	32.6
29	125,583,658	34,116,389	27.2	728,616	242,320	33.3

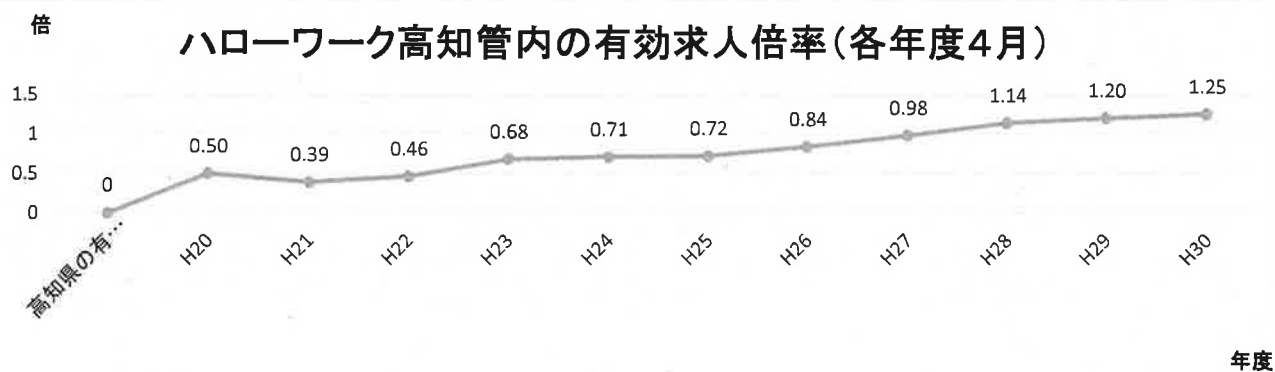
(2) 地方の厳しい雇用情勢

○ 就労促進事業の実績及びハローワーク高知管内の就職率

被保護者就労支援事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実績値

年度	事業参加者数	就労・増収者数	就労・増収率 (%)	廃止件数	ハローワーク就職率 (%)※
26	898	504	56.1	65	27.8
27	653	252	38.6	63	28.8
28	575	286	49.7	43	29.6
29		(P)			29.3

※ハローワーク高知管内(香美市出張所を除く)の一般の就職率(常用フルタイム・常用パート)



労働力別被保護者世帯

(各年度3月末現在)

年度	合計	世帯主が働く世帯					世帯員稼働	非稼働
		常用	日雇	内職	その他	計		
27	9,427	939	129	23	132	1,223	256	7,948
28	9,291	953	113	22	138	1,226	235	7,830
29	9,171	937	99	24	142	1,202	226	7,743

(3) 医療機関の集中

平成30年3月末現在の県内医療機関数

保健所名	病院	診療所	歯科診療所	合計(割合%)
高知市	62	269	198	529 50.1
安芸福祉	6	39	23	68 6.4
中央東	17	84	47	148 14.0
中央西	15	59	28	102 9.7
須崎	8	45	24	77 7.3
幡多	18	67	47	132 12.5
合計	126	563	367	1,056 100.0

